

議案第 33 号

北名古屋市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

北名古屋市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成 18 年北名古屋市条例第 44 号）の一部を別紙のとおり改正するものとする。

平成 25 年 2 月 25 日提出

北名古屋市長 長 瀬 保

提案理由

この案を提出するのは、執行機関の委員会の委員等の報酬額の適正化を図ること及び地方自治法第 203 条の 2 第 4 項の規定に基づき、新たに条例化する附属機関の委員報酬額を定めるため、本条例の一部を改める必要があるからである。

北名古屋市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

北名古屋市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（平成18年北名古屋市条例第44号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

教育委員会 委員長 委員	年額 252,000円 216,000円
選挙管理委員会 委員長 委員	年額 102,000円 90,000円
監査委員 代表監査委員 監査委員	年額 300,000円 240,000円
農業委員会 会長 委員	年額 180,000円 168,000円

」を

「

教育委員会 委員長 委員	年額 432,000円 372,000円
選挙管理委員会 委員長 委員	年額 174,000円 138,000円
監査委員 代表監査委員	年額 636,000円

監査委員	240,000円
農業委員会	年額
会長	240,000円
委員	204,000円

」に

改め、同表家庭相談員の項中「167,900円」を「196,000円」に改め、同表障害者自立支援審査会委員の項中「障害者自立支援審査会委員」を「障害者支援審査会委員」に改め、同項の次に次のように加える。

民生委員推薦会委員	日額 6,000円
-----------	-----------

別表自転車等対策審議会委員の項の次に次のように加える。

地域公共交通会議委員	日額 6,000円
------------	-----------

別表安全なまちづくり推進会議委員の項の次に次のように加える。

賞じゅつ金等審査委員会委員	日額 6,000円
---------------	-----------

別表次世代育成支援対策地域協議会委員の項の次に次のように加える。

旅館建築審査会委員	日額 6,000円
-----------	-----------

別表都市計画審議会委員の項の次に次のように加える。

名古屋都市計画事業西春駅西土地 区画整理審議会委員	日額 6,000円
土地区画整理評価員	日額 6,000円

別表保健センター運営協議会委員の項の次に次のように加える。

保健衛生推進協議会委員	日額 6,000円
予防接種対策協議会委員	日額 6,000円

別表介護認定審査会委員の項の次に次のように加える。

老人ホーム入所判定委員会委員	日額 6,000円
地域包括支援センター運営協議会 委員	日額 6,000円

別表保育所園医の項中「1,350円を乗じて得た額」を「1,350円を乗じ保育所園医数で除して得た額」に改め、同表校医の項中「1,350円を乗じて得た額」を「1,350円を乗じ学校医数で除して得た

額」に、「歯科医」を「学校歯科医」に改め、同表その他の委員の項を削る。

附 則

この条例は、平成 2 5 年 4 月 1 日から施行する。